会計事務所の皆さまへ

MJS情報誌

Channel

お得で役立つ情報をお届け

MJS INFORMATION Vol.16

今から備えるべき
青色申告特別控除75万円
対応方法の最終確認

特集1
(P1〜2)

令和9年分の所得税から始まる制度改正
青色申告特別控除が65万円から最大75万円へ、年内に対応方針を決めましょう。

- 記帳代行のまま、顧問先の青色申告特別控除75万円の要件に対応(P.3)
- 請求書のデジタルシームレス対応で制度・電子化の両方に対応する
 もう一つのルートはEdge Tracker 電子請求書(P.4)
- 顧問先が青色申告特別控除75万円に対応するためのかんたんクラウドの利用方法をご紹介(P.5)
- ACELINK NX記帳くんをお使いの顧問先様へ　かんたんクラウド会計への移行を進めましょう!(P.6)
- 今年の年末調整に備える!今から始めるAI-OCR入力(P.7〜8)
- 注目のWEBセミナー(P.9)
- 経営ひそひそ話(P.10)

特集 1

令和9年（2027年）申告から、青色申告特別控除の最高額が変わります！

令和9年分の所得税から始まる制度改正

青色申告特別控除65万円→最大75万円へ 年内に対応方針を決めましょう。

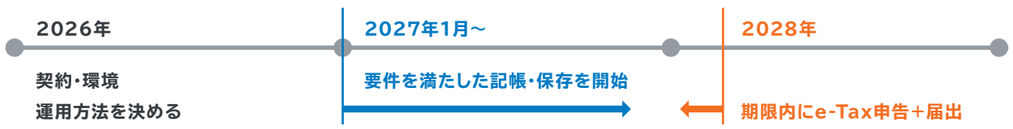
令和８年度税制改正大綱により、令和９年（2027年）分以後の所得税から、**青色申告特別控除の最高額が65万円→75万円に引上げ**られます。
追加要件（優良な電子帳簿の保存またはデジタルシームレス保存）を満たし、**事前の届出書提出**が必要です。
同時に書面申告の55万円控除は10万円に縮小され、電子申告への移行が事実上の標準となります。

■ 改正イメージ―65万控除条件＋電子保存で75万円へ

適用要件	75万円	65万円	10万円
複式簿記で記帳（正規の簿記の原則）	○	○	（簡易な記帳でも可）
貸借対照表・損益計算書の添付	○	○	― ※1
期限内に申告	○	○	―
e-Tax（電子申告）	○	○	―
優良な電子帳簿の保存またはデジタルシームレス保存	○	―	―

※1…10万円控除でも損益計算書の提出は必要です（貸借対照表は不要）

■ 優良な電子帳簿保存の対応は「2027年の申告時」では遅い



■ 75万円控除を受けるための3つの要件

要件01　複式簿記
正規の簿記の原則に従い記録し、貸借対照表・損益計算書を作成。

要件02　e-Tax 期限内申告
確定申告書等を提出期限までにe-Taxで送信（書面申告不可）

要件03　優良な電子帳簿の保存or デジタルシームレス保存
適用を受ける年分の確定申告期限までに、所轄税務署に所定の届出書の提出が必要

【訂正】Vol.15号5頁右下のロゴが本来「Edge Tracker年末調整」になるところ、「Edge Tracker 電子請求書」が掲載されておりました。訂正しお詫びいたします。

顧問先別に、対応ルートと準備を整理する

いま決めるべき、個人事業主の対応方針

2つの対応方法と節税効果について解説します



■ 青色申告特別控除75万円への2つの対応ルート

ルート1　優良な電子帳簿の保存
- 対象：仕訳帳・総勘定元帳の電子データ保存
- 要件：訂正削除履歴／帳簿間の相互関連性／検索機能の確保

※システムのマニュアルやディスプレイ・プリンタ等の備え付けなどの保存要件

→ ACELINK NX-Pro® 電子帳簿オプション

ルート2　デジタルシームレス保存
- 対象：国税庁長官が定める基準に適合するシステム
 ①デジタルインボイス（Peppol）／②預貯金口座における決済データ
- 要件：改ざん防止の確保／記帳の適正性確保／電子帳簿との関連性確保

→ Edge Tracker 電子請求書

■ 65万円控除vs75万円控除―所得税率別の節税差額

※所得税額のみの試算（住民税等は含まず）。

所得税率	課税所得の目安	65万円控除	75万円控除	差　額
5%	195万円以下	¥32,500	¥37,500	+¥5,000
10%	330万円以下	¥65,000	¥75,000	+¥10,000
20%	695万円以下	¥130,000	¥150,000	+¥20,000
23%	900万円以下	¥149,500	¥172,500	+¥23,000
33%	1,800万円以下	¥214,500	¥247,500	+¥33,000
40%	4,000万円以下	¥260,000	¥300,000	+¥40,000
45%	4,000万円超	¥292,500	¥337,500	+¥45,000

所得税率40%・45%は節税額が大きく、対応負担を差し引いても十分にメリットがある。
所得税率23%・33%は、節税額と対応コストのバランスを踏まえる必要がある

■ 顧問先別に、どちらのルートで対応するか

記帳代行
事務所が記帳を受託。
→ NX-Pro® 3Pへ
電子帳簿オプションでメディア／ファイル作成し提供

自計化
顧問先が自ら会計データを入力・運用。
→ かんたんクラウド会計® 電子帳簿保存法対応 5Pへ
＋データ保存延長オプション

データ連携
デジタルインボイス（Peppol）で請求書を送受信できる顧問先。 4Pへ
→ Edge Tracker 電子請求書

記帳代行のオペレーションを変えずに優良帳簿へ

※「ACELINK NX-Pro」「Edge Tracker」「かんたんクラウド」「かんたんクラウド会計」は、株式会社ミロク情報サービスの登録商標です。

ルート1

記帳代行のオペレーションを変えずに、優良帳簿へ

記帳代行のまま、顧問先の青色申告特別控除75万円の要件に対応

いつもの記帳作業に、「優良帳簿」の設定を行いましょう



記帳代行を任されている事務所にとって、**顧問先を75万円控除ルートに乗せられるかどうか**は、大きな差別化要素になります。
ACELINK NX-Pro 電子帳簿オプションは、**いつもの記帳作業をそのままに**、優良帳簿の要件（訂正削除履歴・帳簿間の相互関連性・検索機能）を満たすオプションです。
※そのほか、法令上の要件（経理サイクル・保存場所・見読可視性の確保）があります。

■導入メリット―記帳代行の『あたりまえ』を、そのまま優良帳簿に

5Pへ

① 記帳作業はそのままでOK
電子帳簿採用区分の採用と履歴採用情報の設定で要件を確保
※年1回まとめての記帳は不可

② 記帳代行先も75万円ルートに
事務所で電子帳簿プログラムとデータを作成→メディアや、データファイルで顧問先へ提供

③ DVD・郵送が不要に
定期的な還元も、かんたんクラウドファイルBOXを利用し最新データの提供は即日対応

■導入までの３ステップ― ご契約済みなら即日運用開始が可能です

① 電子帳簿オプション契約
MJS 担当営業へお申込み。
ACELINK NX-Pro に追加契約。

② 電子帳簿採用区分を「あり」に設定
会計大将で採用区分を切替。
仕訳修正履歴の記録開始。

③ 電子帳簿データを作成・提供
●メディアの場合（DVD・USB）等で提供
●データファイルの場合クラウドサービスで提供

■導入後の利用方法

データファイルの場合（約200MB～300MB）



電子帳簿プログラム画面 ※PCで閲覧

その他、ディスプレイ・プリンターの備え付け、事業所所在地での保存等の対応が必要です。

2027年1月からの運用開始に向けて、2026年中の導入・設定が必要です。
導入・切り替えのご相談は、担当営業までお気軽にお声がけください。

ルート2

請求書のデジタルシームレス対応で制度・電子化の両方に対応する

いま決めるべき、個人事業主の対応方針

もう一つのルートは Edge Tracker 電子請求書 のデジタルインボイス送受信で対応！

デジタルシームレスとは？

発行 → 発送・受領 → 保存 → 記帳 → 入出金・支払い

デジタルシームレス（電子完結）



データを電子のまま一貫して連携（＝デジタルシームレス）

Edge Tracker 電子請求書 なら送信・受信・会計連携までワンストップ



受領側の会計ソフトをMJSに統一することで電子取引データの保存まで自動連携

PDF をメール添付する電子請求では、受け取った側は結局**転記・保存の手間**が残ります。
Edge Tracker 電子請求書はJP PINT 準拠の構造化データで送るため、**受領側は自動仕訳まで到達**。
発行側は月次業務の印刷・封入・郵送・照合を、まるごと減らせます。



『新たなJIIMA認証の創設』

2027年1月からの電子帳簿保存法改正にあわせて、「デジタルシームレスソフト法的要件認証制度」が新たに創設されました。これは、電子取引データの送受信・保存から帳簿連携までを一貫してデジタルで処理する市販ソフトウェアやクラウドサービスが、改正電子帳簿保存法の新設要件に適合しているかを確認し、法的要件を満たしていると判断したものを認証するものです。MJSも年内登録を目指し登録申請中です。

顧問先向けシステムのかんたんクラウドの利用方法をご紹介

※「Adobe PDF」は、Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の商標です。

顧問先が青色申告特別控除75万円に対応するための
顧問先向けシステム かんたんクラウド の利用方法をご紹介

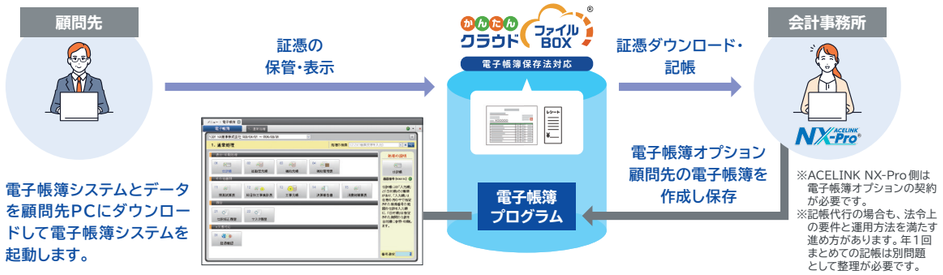


記帳代行の顧問先には
「かんたんクラウドファイルBOX」で
電子帳簿データを受け渡し！

かんたんクラウド ファイルBOX 電子帳簿保存法対応

3ページでご案内した通り、「ACELINK NX-Pro電子帳簿オプション」で作成した優良帳簿のデータを「かんたんクラウドファイルBOX」にアップロードすることで安全に共有が可能です。メディアへの定期的な書き出しや郵送の手間を削減できるほか、データの紛失・破損リスクも軽減でき、7年間の長期保存が必要な優良帳簿データの管理や受け渡しにも便利です。さらに、毎月の領収書やレシートなどを受取り、AI-OCR入力から直接読取りすることで、記帳業務の効率化につなげる事もできます！

機能アップ！ かんたんクラウドファイルBOXで優良な電子帳簿データの送受信が可能になりました！



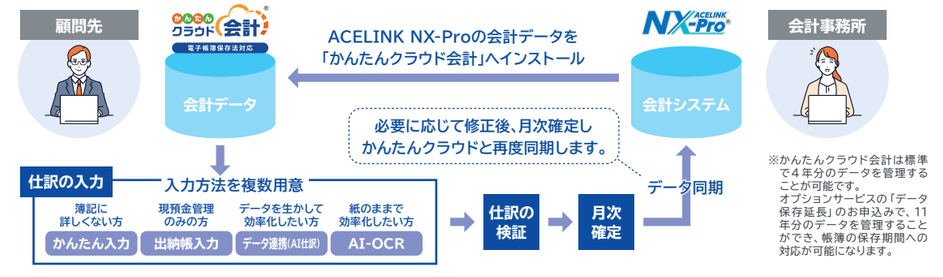
※ACELINK NX-Pro側は電子帳簿オプションの契約が必要です。
※記帳代行の場合も、法令上の要件と運用方法を満たす進め方があります。年1回まとめての記帳は別問題として整理が必要です。



自計化を検討できる顧問先は
「かんたんクラウド会計」で
優良な電子帳簿の保存に対応！

かんたんクラウド 会計 電子帳簿保存法対応

「かんたんクラウド会計」は、青色申告特別控除75万円に対応する条件『優良な電子帳簿の保存』要件に対応しています。
顧問先自身がかんたんクラウド会計を使い、自計化することで、青色申告特別控除75万円の対応が可能です。
※ACELINK NX-Proで電子帳簿オプションの導入が必要です。



※かんたんクラウド会計は標準で4年分のデータを管理することが可能です。
オプションサービスの「データ保存延長」のお申込みで、11年分のデータを管理することができ、帳簿の保存期間への対応が可能になります。

ACELINK NX記帳くんは2028年3月31日でサポート終了いたします。

ACELINK NX記帳くんをお使いの顧問先様へ
かんたんクラウド会計への移行を進めましょう！

サポート終了後、こんなリスクがあります。



サポート終了後は、プログラムの修正・アップデートが行われなくなります。
今後、制度改正や法令改正が行われても、ACELINK NX記帳くんでは対応予定がありません。

2026年8月に消費税減税が閣議決定されました。

2027年4月から、飲食料品の消費税率が1%へ。

さらに2年後には、再び税率変更が予定されています。
サポート終了後の「ACELINK NX記帳くん」では、こうした制度改正に伴うプログラム修正が行われません。

2027年4月	飲食料品の消費税 8% → 1%	対応可
2028年3月31日	ACELINK NX記帳くんのサポート終了	
2年間の措置終了後(予定)	飲食料品の消費税 1% → ?%	対応不可



かんたんクラウド 会計®
制度改正への対応と
業務効率化をまとめて実現！

かんたんクラウドは、会計・給与・ファイルBOXの3つのサービスを提供するクラウド型の業務支援システムです。会計・給与業務を効率化し、会計事務所と顧問先のスムーズなデータ共有・連携をサポートします。また、かんたんクラウドファイルBOXはタイムスタンプ機能を搭載しており、領収書・適格請求書・契約書などの電子取引データを、電子帳簿保存法における電子取引データの保存要件に沿って保存できます。

POINT-1 インストール・バージョンUPが不要。 注目

POINT-2 ボタンをクリックするだけで、給与仕訳のデータを連動。

POINT-3 クラウド型で、PC入替も簡単。外出先でも利用可能。

タイムスタンプ付き！

かんたんクラウド ファイルBOX

顧問先 スマホ／PCからレシート・領収書をアップロード

JPG PDF

会計事務所 PC／タブレットでブラウザから受領・確認

ACELINK NX-Proの AI-OCR入力から 直接、仕訳データへ連携 NX-Pro

年末調整の繁忙期に備える！今から始めるAI-OCR入力

※「ACELINK NX記帳くん」「かんたんクラウドファイルBOX」「ACELINK NX-Pro」は、株式会社ミロク情報サービスの商標または登録商標です。
※「Adobe PDF」は、Adobe Systems Incorporated(アドビシステムズ社)の商標です。

昨年12月の
AI-OCR利用件数は、
合計
337,171枚!

今年の年末調整に備える！今から始めるAI-OCR入力

NX-Pro® ACELINK 給与計算・年末調整 AI-OCR入力



年末調整業務では、従業員数が多い顧問先ほど賃金台帳の枚数も多くなり、必要な情報を一件ずつ確認・入力する作業が大きな負担となります。「AI-OCR入力」を活用し、年末調整の繁忙期に集中する入力作業の負担を軽減し、よりスムーズで正確な年末調整業務をサポートします。

賃金台帳の画像解析



■ 種別タブ
生命保険料控除／地震保険料控除／賃金台帳／源泉徴収票にタブを切り替え

■ 社会保険料計
「健康保険」～「雇用保険」までの合計と「社会保険料計」が一致しない場合、エラーを出力します。

■ 非課税
『会社基本情報』の「給与データ入力方法」が「非課税入力あり」の場合のみ、取り込みます。

取込先処理
取込後、
『給与・賞与データ入力』に
取り込まれます。

4パターンの賃金台帳の読み取りに対応しています

1 項目縦型(複数月)のイメージ
縦:項目名／横:年回・支給日



2 項目縦型(単月)のイメージ
縦:項目名／横:氏名



3 項目横型(複数月)のイメージ
縦:年回・支給日／横:項目名



4 項目横型(単月)のイメージ
縦:氏名／横:項目名



賃金台帳以外にも、以下のような証憑に対応しています

AI-OCR入力対応証憑
（控除証明書等）

1.生命保険料控除証明書　3.給与所得の源泉徴収票
2.地震保険料控除証明書　4.賃金台帳



去年の2,3月は
会計入力と所得税
申告書類入力の利用が
最大113万枚に!

確定申告書類の読み取りに
AI-OCR入力の活用が拡大中!

３月の確定申告に向けてAI-OCR入力使い始めてみませんか？

NX-Pro® ACELINK 所得税確定申告書 AI-OCR入力



個人の通帳もAI-OCRで読み取りできます

確定申告での個人の通帳読み取りにも対応。



2026年1月に追加分を含め、全11種類の証憑に対応可能！

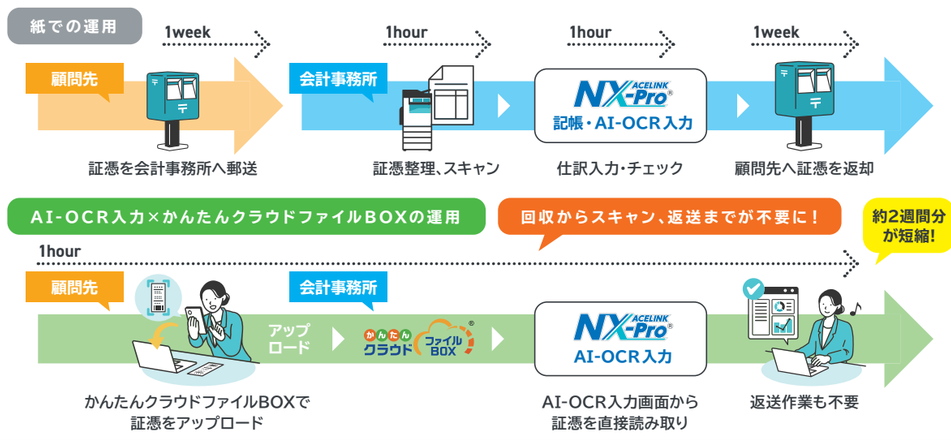
1. 生命保険料控除証明書
2. 地震保険料控除証明書
3. 社会保険料控除証明書
4. 小規模企業共済掛金控除証明書
5. 医療費・医薬品等の領収書（その他のレシート・領収書等を含む）※医療費通知(お知らせ)は非対応。
6. 寄附金受領証明書
7. 寄附金控除に関する証明書
8. 給与所得の源泉徴収票
9. 公的年金等の源泉徴収票
10. 報酬、料金、契約金および賞金の支払調書
11. 特定口座年間取引報告書



AI-OCR入力×かんたんクラウドファイルBOXで 証憑の回収から入力まで、もっとラクに！

「かんたんクラウドファイルBOX」と組み合わせれば、顧問先との証憑の受け渡しもオンラインで完結！紙の証憑を回収・返却する手間を削減し、会計事務所と顧問先双方の負担を軽減します。
さらに、６月にモバイル機能が追加され、もっと便利になりました。

「かんたんクラウドファイルBOX」操作動画はコチラから
https://x.gd/yGP8b



注目Webセミナーのご紹介

※「ACELINKNX-Pro」「会計大将」「かんたんクラウドファイルBOX」は、株式会社ミロク情報サービスの商標または登録商標です。

注目Webセミナーのご紹介

MJSが毎月開催するWebセミナーの中でおすすめの内容をご紹介します

おすすめ 1

今、検討すべき 2027年に向けた電子帳簿保存法対応セミナー

～とりあえず対応の危険と限界！AI時代のシステム構築を考える75分～

開催日 **2026年11月9日(月) 14:00～15:15**

対象 会計事務所・企業

受講料 無料　定員 100名

講師 株式会社ミロク情報サービス
MJSエバンジェリスト
清水 直美

2024年1月電子取引データの保存義務化から3年。
「とりあえず対応したが保存方法に問題はないのか？」
「税務調査が変わると聞いたが今のままで危険ではないのか？」
「電子取引も増えて処理に困っている」
優良帳簿・スキャナ保存制度もシステム化することで問題は解決します。
制度とシステム提案を75分で簡潔にご説明します。

お申し込みはこちら

おすすめ 2

【YouTubeにて研修動画を公開中】 令和8年度MJSシステムの年末調整対応について

令和８年度の年末調整業務に対応した研修動画をオンデマンド配信しております。本動画では、年末調整に関する税制改正のポイントをはじめ、各システムでの年末調整業務の進め方や操作方法をわかりやすく解説しています。初めて担当される方はもちろん、毎年業務を担当されている方の制度改正の確認や操作の再確認にもご活用いただけます。配信期間中は、お好きな時間に何度でもご視聴いただけます。年末調整業務をスムーズに進めるための参考資料として、ぜひご視聴ください。



ご視聴はこちら

ACELINK NX記帳くんのサポート終了がせまっています!

ACELINK NX記帳くんは2028年3月31日でサポートが終了します！顧問先システム「かんたんクラウド」への移行を早めに進めませんか？

直前の移行だと例えばこんな問題が…



ACELINK NX記帳くんとは画面が違うので操作に慣れるまで時間がかかりそう。
早めに移行して操作性に慣れておきたかったな

顧問先

顧問先数十件を一気に変えるのは大変… 急に顧問先からの問い合わせが増えて対応しきれない！
すこしずつ移行を進めておけばよかったかも



会計事務所

トラブルを発生させないためにも
早めの移行準備を進めましょう!

かんたんクラウドへの移行手順を TVSサイトで公開中

ACELINK NX記帳くんの販売終了・メンテナンス終了に関する専用ページ

NX記帳くんからかんたんクラウド会計への移行手順書

※「かんたんクラウド」「ACELINK NX記帳くん」「MJS AI監査支援」は、株式会社ミロク情報サービスの商標または登録商標です。

経営ひそひそ話

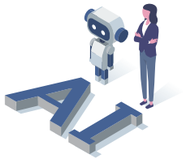


日々の業務の中でふと感じる「これって、他ではどうしてるの？」という疑問に、ちょっとしたヒントや新しい視点をお届けするコラムです。今回のお話は…

AIとの付き合い方

昨今、AIの業務利用が急速に進んでいますが、AIを利用するにあたり、組織内での明確なルール整備が求められています。もちろん、ルールを制定するだけでは十分ではなく、組織の成熟度や情報リテラシーに応じて、さまざまな運用形態があり得ます。ここでは、AIをどのように利用すべきか、「AIとの付き合い方」という観点から、基本的な考え方を整理します。組織でのAI利用は、外部のソフトウェアサービスを利用する行為と同様に捉え、組織として正式に導入したAIツールを、定められたルールに基づいて利用することが求められます。その際、組織としてAIに向き合う立場は、主に以下の３つに分類できます。





1. 経営者

組織の責任者として、AI利用には**アカウンタビリティ（説明責任）**が伴います。
アカウンタビリティとは、AI利用を組織として正式に承認し、適用範囲や利用方法を社内に徹底した上で、AIが生成するアウトプットについても一定の責任が発生することを認識する必要がある、という考え方です。
組織から提示する情報には、経営者として責任を持つ必要があります。
AIが生成したものであっても例外扱いはできず、組織としての説明責任が求められます。



2. 導入者

AI環境は便利になり、誰でも手軽に利用できるようになっています。しかし、組織としてAIを導入する際には、各AIツールの特性やリスクなど、技術的側面を十分に理解した上で選定・導入することが望まれます。そのため、利用者が個人の判断で独自にAIツールを導入することは禁止し、**組織として正式に承認されたAIツールのみを利用する**ことが求められます。
導入者は、ツール選定、ルール策定、運用、監視などの技術的な対応を担う役割です。管理されていない無許可のAIツールは「**シャドーAI**」と呼ばれ、組織の情報セキュリティを維持する観点から利用すべきではありません。

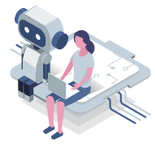


3. 利用者

組織の一員としてAIを利用する際には、上記のルールを順守することはもちろん、AIツールに入力する情報（プロンプト）に社外秘情報や機密情報が含まれていないか、十分な注意が必要です。また、AIが生成した情報が常に正しいとは限りません。AIツールの知識ベースであるルールベースや機械学習モデルには、残念ながら虚偽情報やフェイクが含まれる可能性があり、誤った答えを導き出すことがあります。これを「**ハルシネーション**」と呼びます。ハルシネーションを防ぐためには、入力する情報の信頼性を確認し、出力された情報についても妥当性を検証する必要があります。AIが生成した情報を活用する際には、内容を確認した上で、自己責任で取り扱う姿勢が求められます。
さらに、音声や画像などを扱う場合は、著作権や肖像権への配慮も不可欠です。例えば、TV会議の内容を録画し、AIで文字起こしを行うことは可能ですが、その結果を参加者以外に共有する場合、参加者の肖像権が問題となる可能性があります。情報の機密性や著作権の所在を確認し、適切に取り扱うためには、一定レベルの知識と情報リテラシーが求められます。

結 論

「便利だから使う」「すぐ使えるから使う」という姿勢ではなく、利用する前に基本的な考え方やリテラシーを身につけることが重要です。交通ルールや標識を理解できない人が運転免許を取得できないのと同様に、組織内でのAI利用にも一定のルールと理解が必要です。
さらに、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（AI新法）」が公布され、まさに**AIとの付き合い方が問われる時代**になりつつあります。
AIを業務に活用するためには、便利さだけでなく、適切なルールのもとで安心して利用できる環境を整えることが大切です。MJSでは、日々の入力業務を効率化する「AI-OCR入力」や「AI仕訳」をはじめ、「MJS AI監査支援」「AIアシスト」など、会計事務所の業務を支援するAI機能をご用意しています。AIを正しく、安全に活用しながら、日々の業務をもっと効率的に。MJSのAI機能を、これからの業務に取り入れてみませんか？



【寄稿】浅井 治（税経システム研究所客員研究員講師）



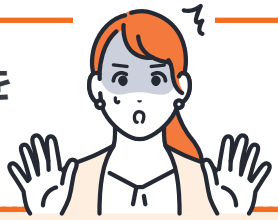
知らないうちに、広がっているかもしれません

生成AIを使う職員は増えているのに、管理できている事務所はわずかです

その情報、生成AIに入力していませんか？ ― これは「シャドーAI」のリスクです

73% の企業が、シャドーAI（未承認の生成AI利用）を有効に管理できていない

出典：ガートナージャパン調査（2026年6月18日発表）



シャドーAIって？

事務所が把握・許可していないまま、職員が個人アカウントの生成AI（ChatGPT等）を業務に使ってしまうことです。悪気がなくても、資料作成や問い合わせ対応のために、うっかり顧問先の税務・会計データをそのまま入力してしまうケースが広がっています。



放置すると、何が起きる？

1 情報漏えい
入力した機密情報・個人情報が、AIの学習データとして外部に流出するおそれ

2 法令・契約違反
個人情報保護法違反、AI生成物の著作権侵害や、NDA違反につながるおそれ

3 サイバー攻撃の悪用
管理されていないAI利用が、攻撃者に狙われる入口になるおそれ

4 事故対応の遅れ
誰が・いつ・何を使ったか把握できず、発覚後の原因調査や説明が難航



シャドーAIのリスクに、4つの備えで対応する

予 防
ウイルス対策とネットワークの入口で不正な通信を防ぐ
FortiGate / ESET

適正利用
利用してよいAIサービスをルール化
MJS Webフィルタリング

可視化
誰が・いつ・何にアクセスしたかを記録し、利用状況を見える化
PC PATROL / LAN PATROL

復 旧
万一の事故発生時も、データ復旧・損害賠償・広報対応まで備える
MJS バックアップONE™ / サイバー保険

対策も、その先の安心も。一気通貫で相談できるのがMJS

「うちも危ないかも…」と思ったら、今すぐMJSへご相談ください

※「PCパトロール」は株式会社ミロク情報サービスの商標または登録商標です。 ※その他、記載されている会社名・製品名は、各社の商標または登録商標です。

各商品・サービスの資料をご希望の場合は右記の二次元バーコードよりお問い合わせください。

https://www.mjs.co.jp/request/

●商品については、担当支社へお問い合わせください。
発信元 株式会社ミロク情報サービス
営業本部 マーケティング・営業推進部
東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48F
TEL：03-5326-0381 FAX：03-3343-5789